

町有地売払いのお知らせ

酒々井町町有地一般競争入札売払 実施要領

入札に参加を希望される方は、このお知らせをお読みいただき、内容を十分把握してうえでご参加ください。

■入札参加申請期間

令和8年9月14日（月）から令和8年10月5日（月）

■入札書提出期間

令和8年10月14日（水）から令和8年10月21日（水）

■開札日時

令和8年10月23日（金）午前10時

■開札場所

酒々井町役場 中央庁舎2階会議室

酒々井町

企画財政課 施設総合管理室

目次

■酒々井町町有地一般競争入札売払 実施要領

全体の流れ

1	一般競争入札により売却する物件	3
2	入札参加申請に必要な資格	3
3	入札参加申請	4
4	質問・回答	5
5	入札書の提出・記入方法	5
6	入札保証金	6
7	辞退	6
8	未提出の取扱い	6
9	入札の無効	6
10	再度入札	7
11	開札	7
12	同価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定	7
13	異議の申し立てについて	7
14	注意事項	8
15	落札者決定の通知	8
16	契約	8
17	売買代金の支払い方法	8
18	契約に付する条件	8
19	その他	8
20	問い合わせ先	9

酒々井町町有地一般競争入札売払 実施要領

この要領は、「酒々井町町有地一般競争入札売払」に応募申請するためのものです。

全体の流れ

■入札参加申請（郵送または持参）

申請開始 令和8年9月14日（月）
提出期限 令和8年10月5日（月）【必着】
提出先 〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地
酒々井町役場 企画財政課 施設総管理室



■入札参加受付書の交付

入札参加受付書を郵送で交付します。



■質問・回答（電子メールもしくはファクス）

質問開始 令和8年10月6日（火）
提出期限 令和8年10月8日（木）【必着】
回答日 令和8年10月13日（火）



■入札（郵送または持参）

入札開始 令和8年10月14日（水）
提出期限 令和8年10月21日（水）【必着】
提出先 〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地
酒々井町役場 企画財政課 施設総管理室



■開札

開札日時 令和8年10月23日（金）午前10時
開札場所 酒々井町役場 中央庁舎2階会議室

次ページに続く



■落札者決定の通知

落札者には速やかに、落札者に決定した旨の通知を書面により行います。



■契約

令和8年10月30日（金）までに町有財産売買契約を締結することとします。



■売買代金の支払い

売買代金の支払い方法は、次の2通りのどちらかとなります。

- ①一括払い：契約と同時に売買代金全額を支払う方法。
- ②契約保証金払い：契約保証金として、売買契約金額の10%を契約と同時に支払い、残金については契約締結後1カ月以内までに支払う方法。



■所有権移転・登記

売買代金の支払いが完了したときに所有権は移転し、同時に現状有姿での物件引き渡しがあったものとします。

所有権移転登記は酒々井町が行いますが、登記に掛かる書類等の諸費用は落札者の負担となります。

1 一般競争入札により売却する物件

(1) 物件の表示

酒々井町中川字新屋畑 364-9, 371-10, 374-9 116.08 m²

(2) 入札最低売却価格

4, 900, 000 円

(3) 売却条件

- ① 現状有姿での売払いとなります。
- ② 応募申請から所有権移転まで、同一人格（法人の場合は同一法人格）でなければなりません。
- ③ 所有権移転の日から起算して5年間は、売主の承認を得ることなく、第三者への譲渡等はできません。※詳細は町有財産売買契約書（案）を参照してください。
- ④ 契約条項に違反した場合の契約解除及び違約金の条項を設けます。
- ⑤ 公告、実施要領、物件調書、町有財産売買契約書（案）等、町が開示した情報に基づいた契約となります。
- ⑥ 入札参加者は、現地、物件調書、登記記録、その他の関係資料を自ら確認し、これらを了承したうえで入札に参加するものとします。

2 入札参加申請に必要な資格

- (1) 個人・法人の別を問わず、また町内・町外を問いません。
- (2) 令和7年度（法人においては直近の事業年度）の都道府県民税及び市区町村民税を滞納していないこと。
- (3) 個人にあつては、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 成年被後見人又は被保佐人。
 - ② 破産者で復権を得ないもの。
- (4) 酒々井町暴力団排除条例（平成23年条例第11号）第2条各号に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。（法人の場合は、法人の役員。）このことを確認する必要がある場合には、佐倉警察署へ照会いたします。照会をかけるにあたり、個人又は法人の役員の「氏名（ふりがな）、生年月日、性別及び住所」を提供していただくことがあります。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は本入札の開札日前6カ月以内に手形、小切手の不渡りを出した者
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

3 入札参加申請

(1) 申請書について

酒々井町ホームページの本実施要領掲載箇所に掲載する「酒々井町町有地一般競争入札参加申請書兼誓約書」のほか、いずれも発行から3カ月以内の次の書類を同封して、郵送または持参にて提出してください。

① 個人の場合

- ・令和7年度分の都道府県民税及び市区町村民税の納税証明書
- ・住民票の写し（世帯全員記載のもので、個人番号の記載が無いもの）
- ・個人の印鑑証明書

② 法人の場合

- ・直近の事業年度分の都道府県民税及び市区町村民税の納税証明書（法人の所在地のもの）
- ・履歴事項全部証明書
- ・法人の印鑑証明書

■申請書の提出先

〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地
酒々井町役場 企画財政課 施設総管理室 行

【町有地一般競争入札 参加申請書在中】と赤字で明記してください。

※郵送方法は普通郵便ではなく、書留、簡易書留のいずれかによるものとします。

※持参の場合は、開庁時間内に、提出先まで持参してください。

(2) 共有名義で入札参加申請をする場合

- ① 共有者全員が3ページに記載している「2入札参加申請に必要な資格」を満たしている必要があります。
- ② 共有者の中から代表者を決めてください。
- ③ 共有者全員の必要書類を添えて、酒々井町町有地一般競争入札参加申請書兼誓約書（共有名義用）によりお申し込みください。
- ④ 入札書の記載は代表者が行うことになります。
- ⑤ 単独で申請した個人又は法人は、共有名義での重複申請はできません。また、共同名義で申請をした個人又は法人は、他の共有名義での申請はできません。

(3) 申請期間

令和8年9月14日（月）から令和8年10月5日（月）【必着】

※ 期限までに酒々井町役場まで必着するように提出してください。

(4) 入札参加受付書の交付

- ・ 入札参加受付書は郵送で交付します。
- ・ 入札参加を確認した場合は、その旨を電子メール（電子メールアドレスがない方には電話連絡もしくはファクス）によりお知らせします。

4 質問・回答

酒々井町ホームページの本実施要領掲載箇所に掲載する質問書の様式を使用し、電子メール（電子メールアドレスがない方はファクス）で提出してください。

この場合、必ず電話にて電子メール又はファクスの到達を確認してください。

入札参加申請をした者のみ、質問をすることができます。

(1) 質問書提出期間

令和8年10月6日（火）から令和8年10月8日（木）【必着】

(2) 質問への回答

- ・ 令和8年10月13日（火）に入札参加者全員に対し、電子メール（電子メールアドレスがない方はファクス）にて送付します。（質問がない場合は、送付はありません。）
- ・ すべての質問に対する回答は、入札参加申請者全員に送付します。なお、回答に特別時間を要する場合は、別途通知します。

5 入札書の提出・記入方法

入札は、入札参加受付書を交付された者しか行うことができません。

(1) 入札方法

- ・ 本入札は郵送または持参で行います。

(2) 入札書について

- ① 酒々井町ホームページの本応募要領掲載箇所に掲載する様式を使用し、別紙「郵便による入札書の提出について」に従ってください。

■入札書の提出先

〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地

酒々井町役場 企画財政課 施設総管理室 行

【町有地一般競争入札 入札書在中】と赤字で明記してください。

裏には住所又は所在地及び氏名又は商号・名称を記載してください。

- ② 入札開始日より前に到達した入札書は無効とします。
- ③ 郵送の場合は普通郵便ではなく、書留、簡易書留のいずれかによるものとします。
- ④ 入札書は1物件に対して1通とします。
- ⑤ 「入札書在中」と書かれた封筒は、開札まで開けることができないため、入札書の差替えはできません。
- ⑥ 入札金額は、アラビア数字で記載し、金額の頭に「 ¥ 」を付けてください。
- ⑦ 入札書提出期限までに到達しなかったものは無効とします。

(3) 入札書提出期間

令和8年10月14日（水）から令和8年10月21日（水）【必着】

- ・ 郵送の場合は、期限までに酒々井町役場に必着するように郵送してください。

(3) 入札書到着の確認

- ・ 入札書の送付を確認したときは、その旨を電子メール（電子メールアドレスがない方には電話連絡もしくはファクシミリ）でお知らせします。
- ・ 知らせがない場合は、必ず令和8年10月22日（木）の開庁時間内に企画財政課 施設総合管理室まで連絡をしてください。

6 入札保証金

免除。今回の入札では、入札保証金の納入はありません。

7 入札の辞退

- (1) 入札書送付前であれば、入札を辞退することができます。
- (2) 入札を辞退するときは、必ず辞退届を持参により提出してください。

8 未提出の取扱い

入札書提出期限までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、辞退として取扱います。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札の参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 指定した入札書以外を使用した入札
- (3) 入札参加受付書の交付を受けていない者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札書による入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 入札最低売却価格を下回った金額による入札
- (8) 明らかに談合によると認められる入札
- (9) 応募要領に違反した入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

1 0 再度入札

再度入札は行いません。

1 1 開札

(1) 開札日時

令和8年10月23日（金）午前10時

(2) 開札場所

酒々井町役場 中央庁舎2階会議室

(3) 開札立会人

- ・ 開札場所には、入札書に記載された「開札参加者」のみ入室することができます。入室の際は、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証や法人の場合は社員証など）を提示してください。
- ・ 入札した者の中から2名を開札立会人として指名し、開札終了後、開札立会人は確認書に署名していただきます。
- ・ 2名の立合いが得られないときは、入札事務に関係のない町職員を開札立会人とします。

1 2 同価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定

- ・ 最高価格入札者を落札者としますが、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上のときは入札者（落札者入札書に記載された「開札参加者」）がくじを引いて決定します。その際、くじ引きを拒否した場合は、代わりに入札事務に関係のない町職員がくじに参加して決定します。
- ・ 当該入札者（落札者入札書に記載された「開催参加者」）が開札会場にいない場合にも同様に、代わりに入札事務に関係のない町職員がくじに参加して決定します。

1 3 異議の申し立てについて

- (1) 応募要領、売払要件等についての不明を理由として異議を申し立てることができません。
- (2) 開札終了後談合等の疑いが生じたときは、町の執る措置に従い、異議を申し立てることができません。
- (3) 開札の進め方や入札の無効の取扱いについて、町の執る措置に従い、異議を申し立てることができません。

1 4 注意事項

- (1) 参加申請書類に不備がある場合は補正を命じますので直ちに訂正してください。
申請期間内または町が指定した日までに訂正されない場合は受理できません。
- (2) 物件調書の周辺図等により必ず現地確認するようにしてください。
- (3) 参加申請後、不正があったことが確認された場合には、申請を取り消すことがあります。
- (4) 町主催の現地説明会は実施いたしません。

1 5 落札者決定の通知

落札者には速やかに、落札者に決定した旨の通知を書面にて行います。

1 6 契約

落札者が、令和8年10月30日（金）までに正当な理由なく売買契約を締結しないときは、町は当該落札決定を取り消すことができます。この場合、当該落札者を除き、次順位の入札者を落札者とすることはありません。

1 7 売買代金の支払い方法

売買代金の支払い方法は、次の2通りのどちらかとなります。

- ① 一括払い：契約と同時に売買代金金額を支払う方法。
- ② 契約保証金払い：契約保証金として、売買契約金額の10%を契約と同時に支払い、残金については契約締結後1カ月以内までに支払う方法。
 - ・ いずれの場合も、町発行の納入通知書により町指定の金融機関へ納付してください。
 - ・ 契約保証金払いの場合、契約締結後1カ月以内までに残金の納付が確認できないときは、町は契約を解除することができ、この場合、契約保証金は返還しません。

1 8 契約に付す条件

本実施要領3ページの「1 一般競争入札により売却する物件（3）売却条件」の内容によるものとし、買受人は、町有財産売買契約書（案）に定める義務を履行するものとします。

1 9 その他

- (1) 提出された資格確認資料等は返却しません。
- (2) 落札決定後、町ホームページにて全ての入札者名及び入札価格を公表します。

※個人の場合は「個人」とします。

(3) 入札に要した費用は入札参加者の負担とし、町は一切負担しません。

20 問い合わせ先

〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4丁目11番地

酒々井町役場 企画財政課 施設総合管理室

電話番号：043（382）2336

FAX番号：043（496）4541

電子メールアドレス：shisetsu@town.shisui.chiba.jp